

報道機関各位

県土整備部都市計画課

第147回青森県都市計画審議会を開催します
(当日取材依頼)

このことについて、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

- 1 日時 令和3年5月11日(火)
午後1時30分から5時00分まで(予定)
- 2 場所 青森県庁西棟8階大会議室
- 3 審議案件
 - (1) 八戸都市計画区域の変更(青森県決定)について
 - (2) おいらせ都市計画区域の指定(青森県決定)について
 - (3) 八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(青森県決定)について
 - (4) おいらせ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定(青森県決定)について
 - (5) 八戸都市計画区域区分の変更(青森県決定)について
 - (6) 八戸都市計画臨港地区の変更(青森県決定)について
 - (7) 八戸都市計画道路の変更及びおいらせ都市計画道路の決定(青森県決定)について
 - (8) 八戸、六戸及び五戸都市計画下水道の変更及びおいらせ都市計画下水道の決定(青森県決定)について
 - (9) 弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(青森県決定)について
 - (10) 弘前広域都市計画区域区分の変更(青森県決定)について
 - (11) 六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(青森県決定)について

担当課	県土整備部 都市計画課	
担当者	都市計画・景観G 総括主幹 楠美 一誠	
電話番号	内線	6775
	外線	017-734-9681
報道監	県土整備部次長 類家 正剛	

第147回青森県都市計画審議会次第

日 時 令和3年5月11日（火）

午後1時30分～午後5時00分（予定）

場 所 青森県庁西棟8階大会議室

1. 議 事

- (1) 議案第1号 八戸都市計画区域の変更（青森県決定）について
- (2) 議案第2号 おいらせ都市計画区域の指定（青森県決定）について
- (3) 議案第3号 八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について
- (4) 議案第4号 おいらせ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（青森県決定）について
- (5) 議案第5号 八戸都市計画区域区分の変更（青森県決定）について
- (6) 議案第6号 八戸都市計画臨港地区の変更（青森県決定）について
- (7) 議案第7号 八戸都市計画道路の変更及びおいらせ都市計画道路の決定（青森県決定）について
- (8) 議案第8号 八戸、六戸及び五戸都市計画下水道の変更及びおいらせ都市計画下水道の決定（青森県決定）について
- (9) 議案第9号 弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について
- (10) 議案第10号 弘前広域都市計画区域区分の変更（青森県決定）について
- (11) 議案第11号 六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について

青森県都市計画審議会委員名簿(令和2年9月28日現在)

都市計画課

区分	役職	氏名	役職等
第一号	学識経験を有する者	会長	馬渡 龍 八戸工業高等専門学校 産業システム工学科准教授
		会長代理	堀内 一穂 弘前大学大学院 理工学研究科助教
		委員	高樋 忍 (公社)青森観光コンベンション協会
		委員	古戸 睦子 (一社)青森県建築士会 前 理事
		委員	藤林 吉明 (公社)青森県宅地建物取引業協会
		委員	今 一憲 公募委員
第二号	関係行政機関の職員	委員	内田 幸雄 東北農政局長
		委員	梅野 修一 東北地方整備局長
		委員	亀山 秀一 東北運輸局長
		委員	村井 紀之 青森県警察本部長
第三号	市町村長を代表する者	委員	小野寺 晃彦 青森県市長会会長
第四号	県議会の議員	委員	森内 之保留 青森県議会議員
		委員	岡元 行人 青森県議会議員
		委員	熊谷 雄一 青森県議会議員
第五号	市町村の議会の議長を代表する者	委員	石戸 秀雄 青森県町村議会 議長会会長

【案 件】 (1) 八戸都市計画区域の変更（青森県決定）について

【概 要】

八戸都市計画区域は昭和 46 年 3 月 20 日に八戸市、旧百石町及び旧下田町を対象として当初決定され、その後、旧百石町及び旧下田町は平成 18 年 3 月 1 日に合併し、おいらせ町となり、現在、八戸都市計画区域は八戸市とおいらせ町の行政区域の一部を含む広域都市計画区域として構成されているところである。

今般、平成 29 年度に実施した都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画基礎調査を基に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の定期見直しをすることに併せ、平成 30 年 5 月 24 日付でおいらせ町長から、都市計画法第 15 条の 2 第 1 項の規定により、八戸都市計画区域からおいらせ町に関する区域を分離し、新たにおいらせ町の全部を対象とした都市計画区域を指定する案の申出があったところである。

この申出を踏まえ、県で検討を進めた結果、新たにおいらせ町の全部を対象とした都市計画区域を指定することとし、八戸都市計画区域からおいらせ町に関する区域を除外するものである。

○現在の区域

おいらせ町の一部
(旧百石町全域と
旧下田町の一部)と
八戸市の一部
(旧八戸市全域)
を区域とする
広域都市計画区域

面積：24,717ha



○変更後の区域

おいらせ町の区域を八戸都市計画区域から分離するものである。これにより、八戸都市計画区域は八戸市のみとなる。(おいらせ町については、町全域をおいらせ都市計画区域として新たに指定。)

面積：21,427ha



【案 件】 (2) おいらせ都市計画区域の指定（青森県決定）について

【概 要】

八戸都市計画区域は昭和 46 年 3 月 20 日に八戸市、旧百石町及び旧下田町を対象として当初決定され、その後、旧百石町及び旧下田町は平成 18 年 3 月 1 日に合併し、おいらせ町となり、現在、八戸都市計画区域は八戸市とおいらせ町の行政区域の一部を含む広域都市計画区域として構成されているところである。

今般、平成 29 年度に実施した都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画基礎調査を基に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の定期見直しをすることに併せ、平成 30 年 5 月 24 日付でおいらせ町長から、都市計画法第 15 条の 2 第 1 項の規定により、八戸都市計画区域からおいらせ町に関する区域を分離し、新たにおいらせ町の全部を対象とした都市計画区域を指定する案の申出があったところである。

この申出を踏まえ、県で検討を進めた結果、八戸都市計画区域からおいらせ町に関する区域を分離し、新たにおいらせ町の全部を対象としたおいらせ都市計画区域を指定するものである。



おいらせ町の現在の都市計画区域
(八戸都市計画区域の一部)



新しい都市計画区域(おいらせ都市計画区域)
(おいらせ町全域)

※区域全域に用途地域又は特定用途制限地域を設定

【案 件】 (3) 八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(青森県決定) について

【概 要】

八戸都市計画区域は昭和 46 年 3 月 20 日に八戸市、旧百石町及び旧下田町を対象として当初決定され、その後、旧百石町及び旧下田町は平成 18 年 3 月 1 日に合併し、おいらせ町となり、現在、八戸都市計画区域は八戸市とおいらせ町の行政区域の一部を含む広域都市計画区域として構成されているところである。

今般、平成 29 年度に実施した都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画基礎調査を基に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の定期見直しをすることに併せ、平成 30 年 5 月 24 日付でおいらせ町長から、都市計画法第 15 条の 2 第 1 項の規定により、八戸都市計画区域からおいらせ町に関する区域を分離し、新たにおいらせ町の全部を対象とした都市計画区域を指定する案の申出があったところである。

この申出を踏まえ、県で検討を進めた結果、八戸都市計画区域からおいらせ町に関する区域を除外し、新たにおいらせ町の全部を対象としたおいらせ都市計画区域を指定することとしたことに伴い、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものである。

【案 件】 (4) おいらせ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
(青森県決定) について

【概 要】

八戸都市計画区域は昭和 46 年 3 月 20 日に八戸市、旧百石町及び旧下田町を対象として当初決定され、その後、旧百石町及び旧下田町は平成 18 年 3 月 1 日に合併し、おいらせ町となり、現在、八戸都市計画区域は八戸市とおいらせ町の行政区域の一部を含む広域都市計画区域として構成されているところである。

今般、平成 29 年度に実施した都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画基礎調査を基に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の定期見直しをすることに併せ、平成 30 年 5 月 24 日付でおいらせ町長から、都市計画法第 15 条の 2 第 1 項の規定により、八戸都市計画区域からおいらせ町に関する区域を分離し、新たにおいらせ町の全部を対象とした都市計画区域を指定する案の申出があったところである。

この申出を踏まえ、県で検討を進めた結果、八戸都市計画区域からおいらせ町に関する区域を分離し、新たにおいらせ町の全部を対象としたおいらせ都市計画区域を指定することに伴い、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定するものである。

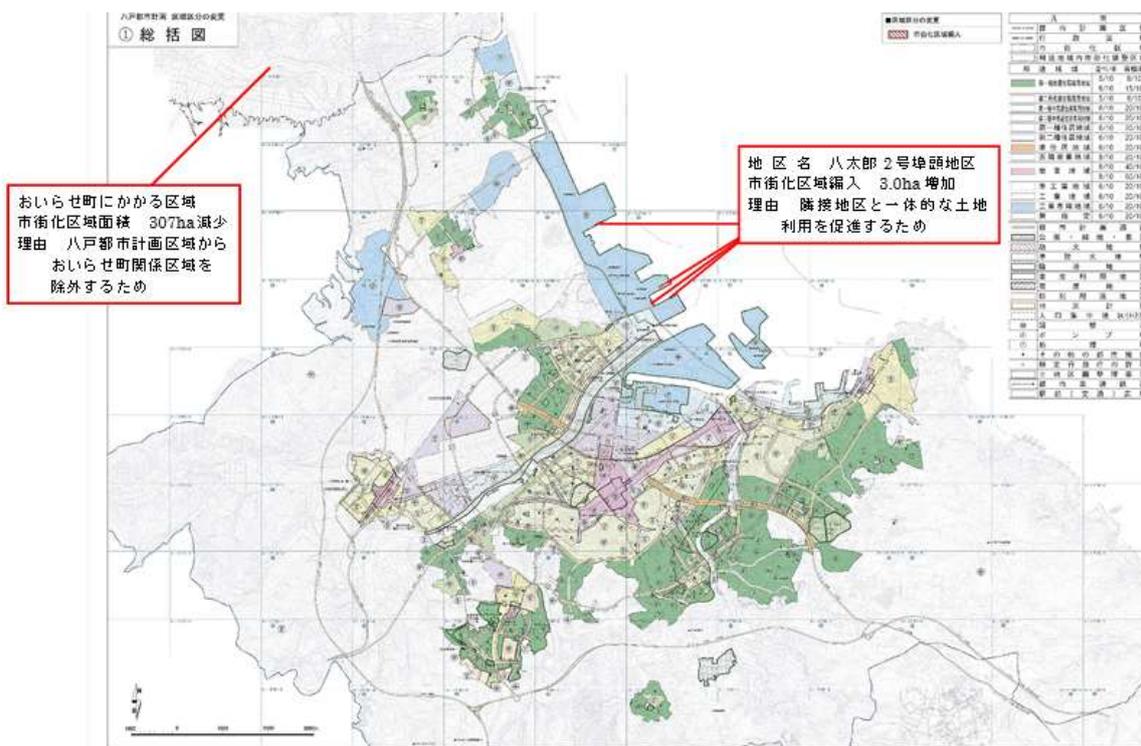
【案 件】 (5) 八戸都市計画区域区分の変更（青森県決定）について

【概 要】

昭和46年3月20日に市街化区域及び市街化調整区域の都市計画を決定し、計5回の定期的な線引きの見直しと4回の随時見直しにより区域編入等を行い、農林漁業との調和に配慮しながら、市街地整備や都市基盤整備等を進めてきた。

本区域においては、青森県都市計画マスタープラン等の上位・関連計画に沿って、今後の都市の健全な発展と秩序ある整備、さらには良好な環境の保全を図ることが求められているところである。

平成29年に都市計画法第6条に定める基礎調査を行った結果を踏まえ、人口、産業等のフレームの変更を行うと共に、公有水面の埋立てが完了した八太郎2号埠頭地区を市街化区域に編入し、かつ、八戸都市計画区域のおいらせ町行政区域の一部に除外に合わせ、おいらせ町区域を縮小するものである。



【案 件】 (6) 八戸都市計画臨港地区の変更 (青森県決定) について

【概 要】

公有水面の埋立てが完了した八太郎地区 (河原木字海岸) について、隣接する地区と一体的に利用するため、市街化区域に編入すると共に、臨港地区に指定することにより、必要な港湾施設の整備や向上等の立地の届出等一定の規制を行い、港湾の管理運営を円滑に行うなど、八戸港の港湾機能の向上を図るものである。



【案 件】 (7) 八戸都市計画道路の変更及びおいらせ都市計画道路の決定
(青森県決定) について

【概 要】

八戸都市計画区域のうちおいらせ町にかかる区域について新たにおいらせ都市計画区域として決定されることに伴い、八戸都市計画道路のおいらせ町に係る路線について、おいらせ都市計画道路として決定し、所要の変更を行うものである。



【案 件】 (8) 八戸、六戸及び五戸都市計画下水道の変更及びおいらせ都市計画下水道の決定（青森県決定）について

【概 要】

おいらせ町は、その区域の一部について八戸市の一部とともに八戸都市計画区域に指定されているが、今般、八戸都市計画区域からおいらせ町に関する区域を分離し、新たにおいらせ町行政区域の全部を対象としたおいらせ都市計画区域を指定する手続きが進められているところである。これに伴い八戸、六戸及び五戸都市計画下水道のうち、おいらせ町に係る区間を有する下水道について、八戸都市計画下水道から分離し、新たにおいらせ都市計画下水道として決定するものである。



【案 件】 (9) 弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(青森県決定) について

【概 要】

弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は平成 24 年 1 月に見直しを行って以降、約 10 年が経過したところである。

今回、平成 29 年度に実施した都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等について概ねの配置、規模等を示し、一体の都市としての整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものである。

【案 件】 (10) 弘前広域都市計画区域区分の変更（青森県決定）について

【概 要】

弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は平成 24 年 1 月に見直しを行って以降、約 10 年が経過したところである。

今回、平成 29 年度に実施した都市計画基礎調査を基に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の定期見直しをすることに併せ、弘前市から、都市計画法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市街化の完了した地域である樹木・桔梗野地区等の市街化区域編入等に関する都市計画の変更案の申出があったところである。

この申出について、平成 29 年度に実施した都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、検討した結果、申出内容のとおり樹木・桔梗野地区等の市街化区域編入等について区域区分の変更をするものである。

(1) 市街化区域編入予定箇所

市町村名	地区名	面積(ha)	土地利用	編入理由
弘前市	樹木・桔梗野地区	4.5	住商混在系	既成市街地(民間開発事業)
弘前市	緑ヶ丘地区外	0.9	住居系	市街化区域精査の結果
弘前市	清野袋五丁目	4.2	工業系	既成市街地(民間開発事業)

(2) 市街化調整区域編入予定箇所

市町村名	地区名	面積(ha)	土地利用	編入理由
弘前市	駒越地区外	4.9	住工混在系	市街化区域精査の結果
弘前市	清野袋五丁目	0.1	工業系	市街化区域精査の結果

(3) 市街化区域編入が保留される区域

市町村名	地区名	面積(ha)	土地利用	編入理由
該当なし				

【案 件】 (11) 六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(青森県決定) について

【概 要】

六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、平成 20 年 4 月 11 日に見直しを行って以降、約 10 年が経過したところである。

今般、平成 30 年度に実施した都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等について概ねの配置、規模等を示し、一体の都市としての整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものである。